

# 地方税改革の経済学

---

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学政策大学院・経済学研究科

# わが国の地方税制度

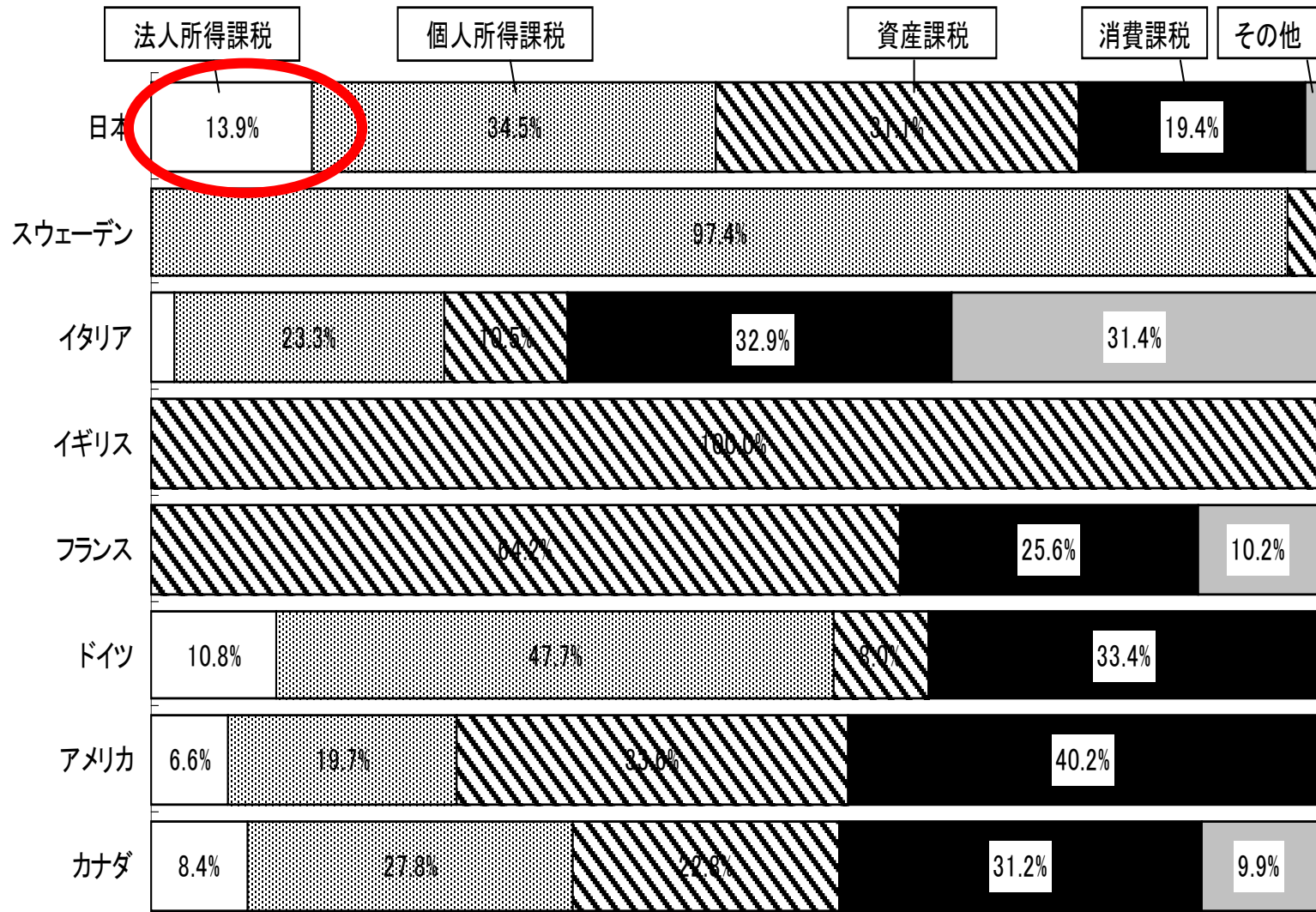
# わが国の地方税の特徴

- ◆ 特徴(その1):多様な税目
- ◆ 特徴(その2):法人課税への依存
- ◆ 特徴(その3):税収の不安定
- ◆ 特徴(その4):地域間格差
- ◆ 特徴(その5):法人課税に偏った課税自主権
- ◆ 特徴(その6):課税ベースの重複とかい離

# 主な国税・地方税

		所得課税	消費課税	資産課税等
国		所得税 法人税	消費税 揮発油税 酒税 たばこ税 自動車重量税 石油ガス税等	相続税 登録免許税等
地方	道府県	法人事業税 個人道府県民税  法人道府県民税 道府県税利子割 個人事業税	地方消費税	不動産取得税
			自動車税	
			軽油引取税	
			自動車取得税	
			道府県たばこ税	
	市町村	個人市町村民税  法人市町村民税	市町村たばこ税  軽自動車税	固定資産税  都市計画税 特別土地保有税 事業所税

## 地方税収の構成割合の国際比較(2010年)

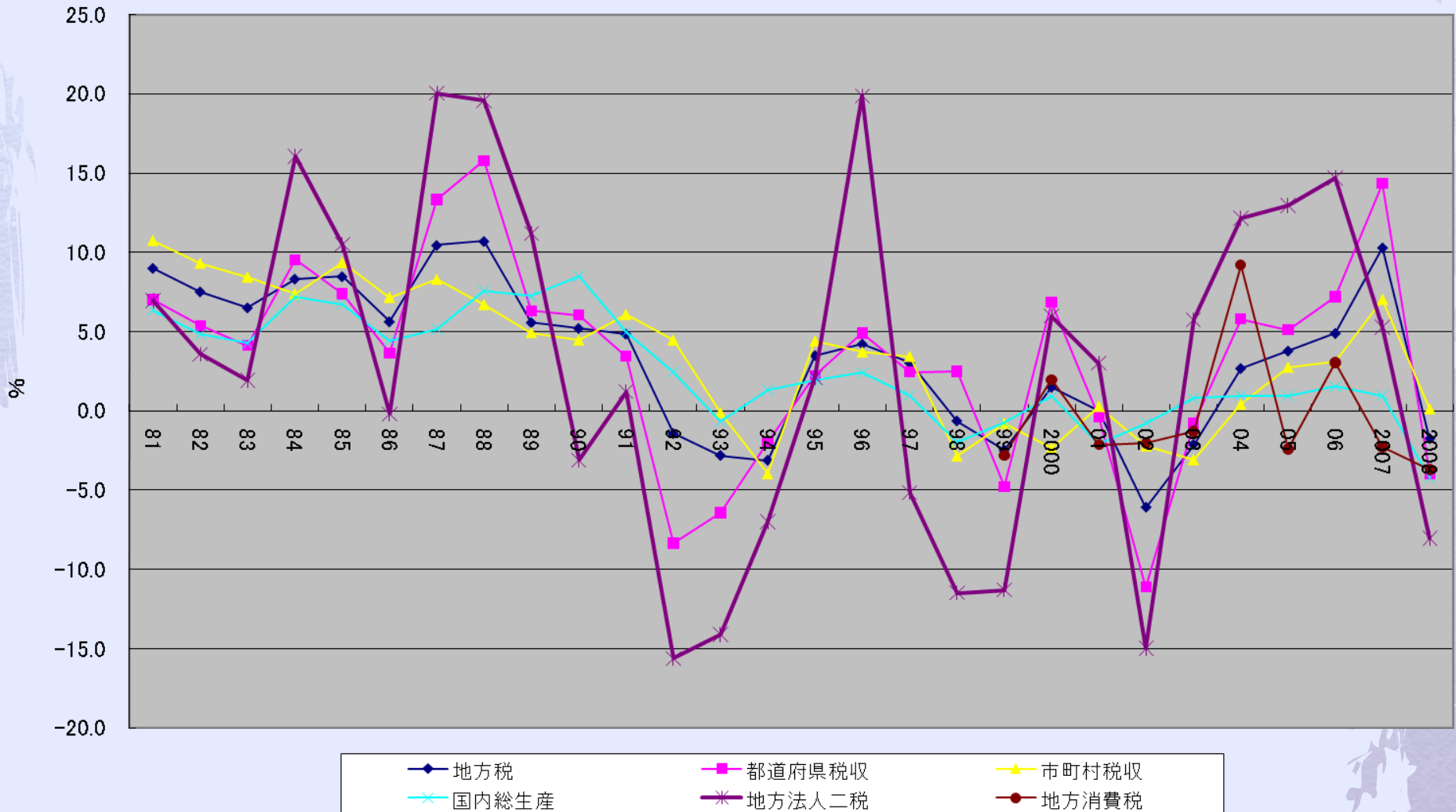


(注)ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

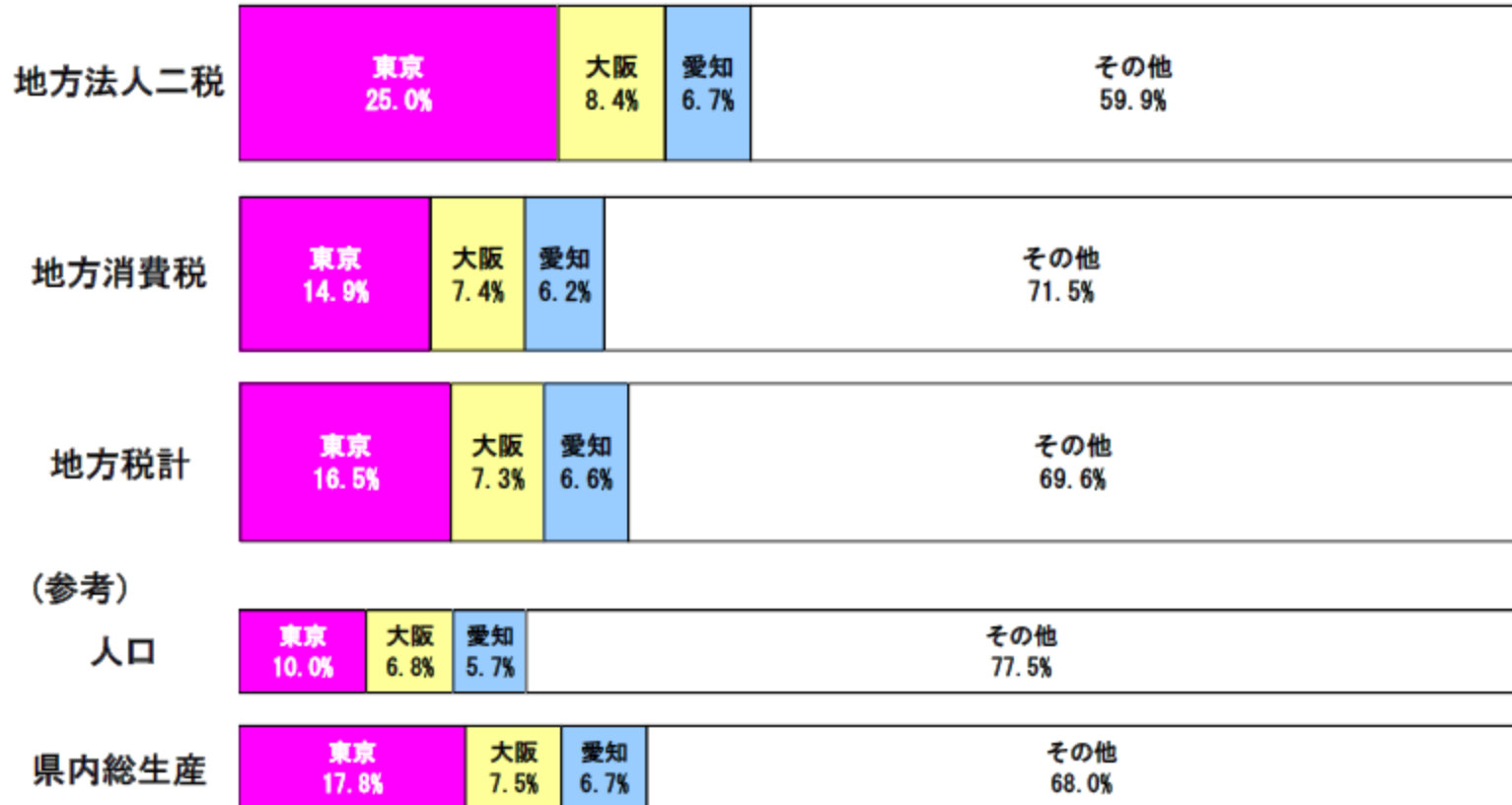
(資料) OECD「Revenue Statistics 2010」

# 税収の変動

地方税収の変化率(対前年度比)



### 地方税収の偏在度(平成22年度決算額)



# 課税自主権の状況

## ○ 超過課税の状況

### ア 超過課税実施団体数 (H22. 4. 1 現在)

#### ○ 都道府県

##### <道府県民税>

個人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

##### <法人事業税>

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

##### <自動車税>

1団体

〔東京都〕

#### ○ 市町村

##### <市町村民税>

個人均等割

3団体

〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕

所得割

2団体

〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割

404団体

法人税割

1,003団体

##### <固定資産税>

162団体

##### <軽自動車税>

33団体

〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美瑛市、虻川市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、山形町、南根町、栗山町、津島町、滝上町〔青森県〕鯉ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税>

34団体

<入湯税>

2団体

〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

### イ 超過課税の規模 (H21年度決算)

道府県税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
道府県民税	個人均等割(30団体)	175.2億円
	所得割(1団体)	27.3億円
	法人均等割(30団体)	83.9億円
	法人税割(46団体)	735.3億円
法人事業税(8団体)		771.9億円
自動車税(1団体)		4百万円
道府県税計		1,793.6億円
市町村税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
市町村民税	個人均等割(3団体)	15.0億円
	所得割(2団体)	75百万円
	法人均等割(411団体)	146.0億円
	法人税割(1,024団体)	1,858.4億円
固定資産税(164団体)		377.1億円
軽自動車税(34団体)		6.7億円
鉱産税(34団体)		8百万円
入湯税(2団体)		23百万円
市町村税計		2,404.1億円
超過課税合計		4,197.7億円

※ 地方法人二税の占める割合: 85.7%

(注) 団体数は、平成21年4月1日現在。

※ 総務省HP公表資料から作成

出所: 総務省



# 参考：租税競争と租税輸出

	意図	課税自主権の行使	対象	横並び？
租税競争	企業・資本の誘致	税の減免	新しい資本＝新規企業	結果(≠志向・前提)としての「横並び」(対称均衡)
租税輸出	住民以外(企業等)への税負担の転嫁	超過課税	古い資本＝既存企業	

# 課税自主権と納税コスト

- ◆ 法人税からの課税ベースの乖離
    - －法人事業税の外形標準化
    - －法人住民税・法人事業税の納税単位は単体法人
  - ◆ 連結納税制度:「法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とする。」
  - ◆ 「固定資産税については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価法を維持する」
    - －償却資産評価の相違(償却可能限度額)
    - －減価率・評価額の最低限度(5%)は現行どおり
- ⇒納税者(企業)の「税負担」だけではなく「納税負担(コスト)」を高める。

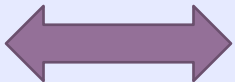
# 法人所得課税対固定資産税

○ 法人所得課税は、毎年度の収益に対し課税するもの。

減価償却の考え方  $\implies$  期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、毎年度の償却額を求めるもの。

○ 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年度経常的に課税するもの。

出所：地方財政審議会（平成19年7月25日）



法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する**応益負担**や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべき

全国知事会地方税制小委員会（平成19年11月7日）

# 地方税の特徴と課題

特徴	課題
多様な税目	▶法人二税以外の他の地方税を包括した改革 ✓既存の地方税体系の再編成
法人課税への依存	▶税収の不安定 ▶税源の偏在
地方法人課税に偏った課税自主権	▶「取り易いところから取る」志向⇔「住民と正面から向き合った」課税自主権の行使 ✓地域住民のコスト意識の欠如
課税ベースのかい離	▶税制の複雑化 ✓徴税コストの増加

## 参考：課税自主権

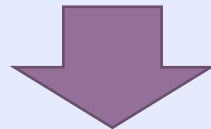
- ◆ 「地方においてもまずは自ら汗をかいて行政改革に取り組み、… 超過課税や法定外普通税・目的税などの課税自主権の活用… により歳入確保に努めることが必要」(政府税制調査会「わが国の税制の現状と課題」(平成12年7月14日))
- ◆ 「地方において法人所得に課税することについては、徴税しやすい税源に安易に依存していること… 選挙権を持たない法人への課税は… 住民への説明責任を曖昧にする」(「経済社会の自足的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成17年7月))
- ◆ 「課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり… 住民と正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。」(政府税制調査会「少子・高齢化社会における税制のあり方」(平成15年6月17日))

# 地方税改革の混乱？

# その1:理念と実態

## ◆ 美しい「理念」とそうでもない「実態」

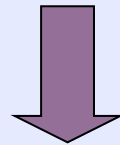
理念		応益原則＝受益に応じた負担
実態	政治的本音	「取り易いところから取る」
	経済的帰結	➤ 税負担の「転嫁」 ➤ 課税ベースのかい離による税制の複雑化
		投資の減少・国内の雇用の喪失・成長力の低下 ⇒ 課税の経済的コスト



## ◆ 経済的帰結(課税のコスト)を無視した「理念先行」の改革論 類似事例:「友愛」・「連帯」

# 法人課税の負担の建前と実際

建前(制度)	実際(経済的帰結)
利益を出している法人企業	<ul style="list-style-type: none"><li>➤雇用(設備投資の縮減)・賃金の低下</li><li>➤生産拠点の海外移転 ⇒労働者の負担</li><li>➤製品価格への上乗せ ⇒消費者の負担</li></ul>



税の支払い  $\neq$  税の負担

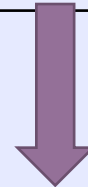
税負担の転嫁



# ねじれた「応益原則」

- ◆ 本来、「応益原則」は法人二税のみならず、住民課税（個人住民税・固定資産税等）にも適用すべき

応益原則		適用範囲
規範	納税者への課税根拠の「説明責任」	住民課税を含む
実態	現状維持の口実	法人二税に限定



住民課税は「政治的配慮」から応益原則が不徹底のまま

## その2:公平感に混乱

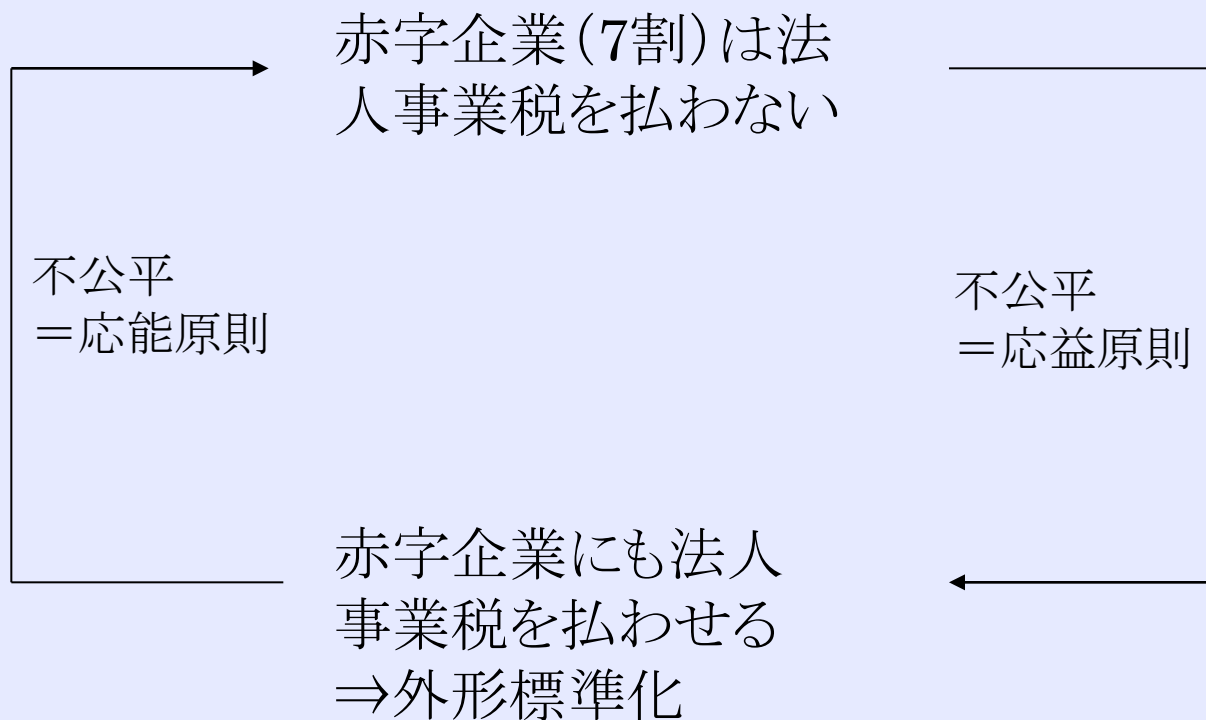
### ◆ 税の公平感

応能原則＝担税力に応じた税負担

応益原則＝受益に応じた負担

	応能原則	応益原則
均等割への公平感	所得に多寡によらない課税は不公平	受益者に対する課税であり公平

# 議論の循環



## 参考：公平感の多面性

	応能原則	応益原則
個人住民税均等割 (=住民に一律課税)	低所得層にも同等の負担を課すので不公平	皆が等しく受益するサービスへの負担であれば公平
公的年金の世代間格差(受益と負担の格差)	世代間再分配とみなせば受容できるかもしれない	負担(社会保険料)に受益(将来給付)が見合わないので不公平
対応する機能	再分配機能	資源配分
機能配分	国	地方

# その3: 国税に隠れる地方税の負担

- ◆ 地方消費税率は消費税(国)率に賦課(25%)

⇒消費税を増税すれば、自動的に地方消費税も増税

⇒国民は「国の増税」と認知・地方は国の増税に「便乗」

- ◆ 地方交付税は「地方固有」の財源・国が地方に代わって徴収し、配分する地方税

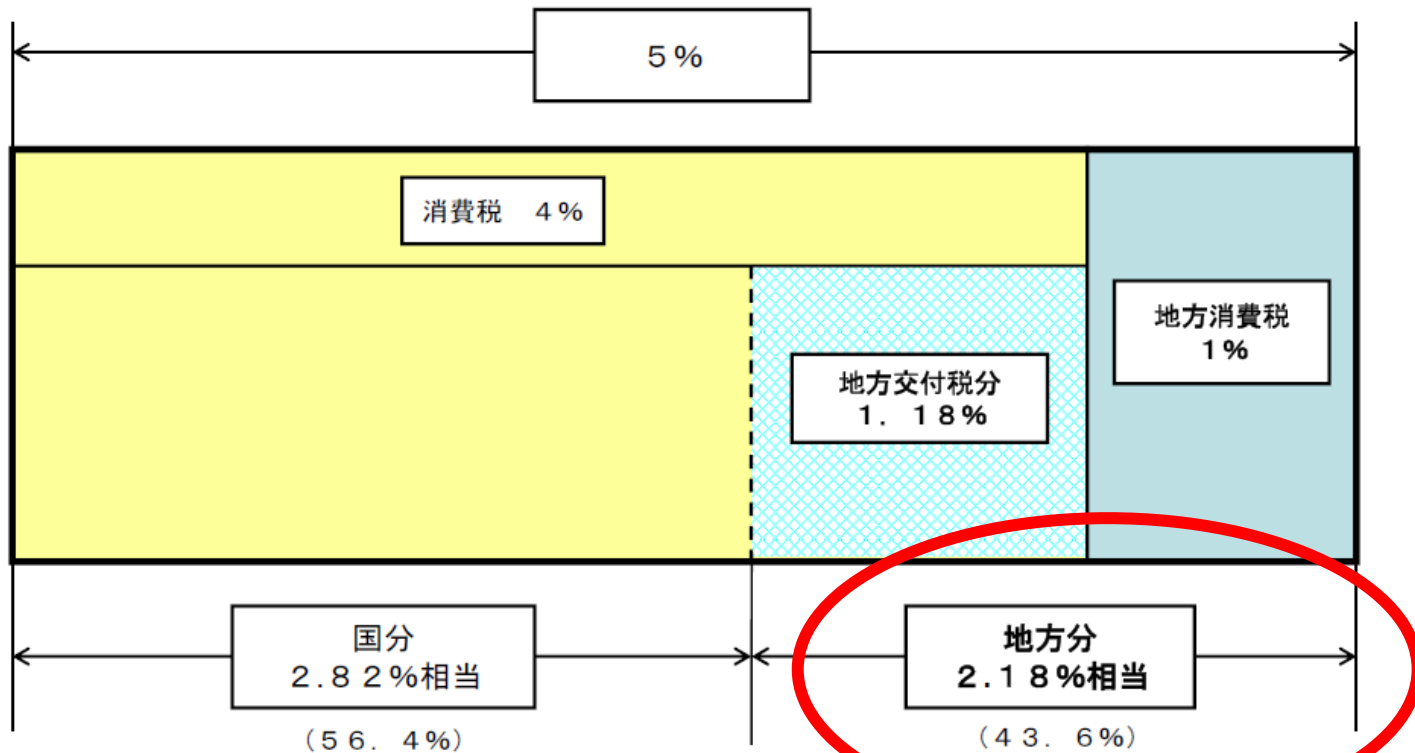
⇒納税者は自分の支払う国税(例:所得税)の一部(=32%)が交付税に充当されると認識?

交付税	位置づけ
配分	「地方固有」
負担	国の税金と認識

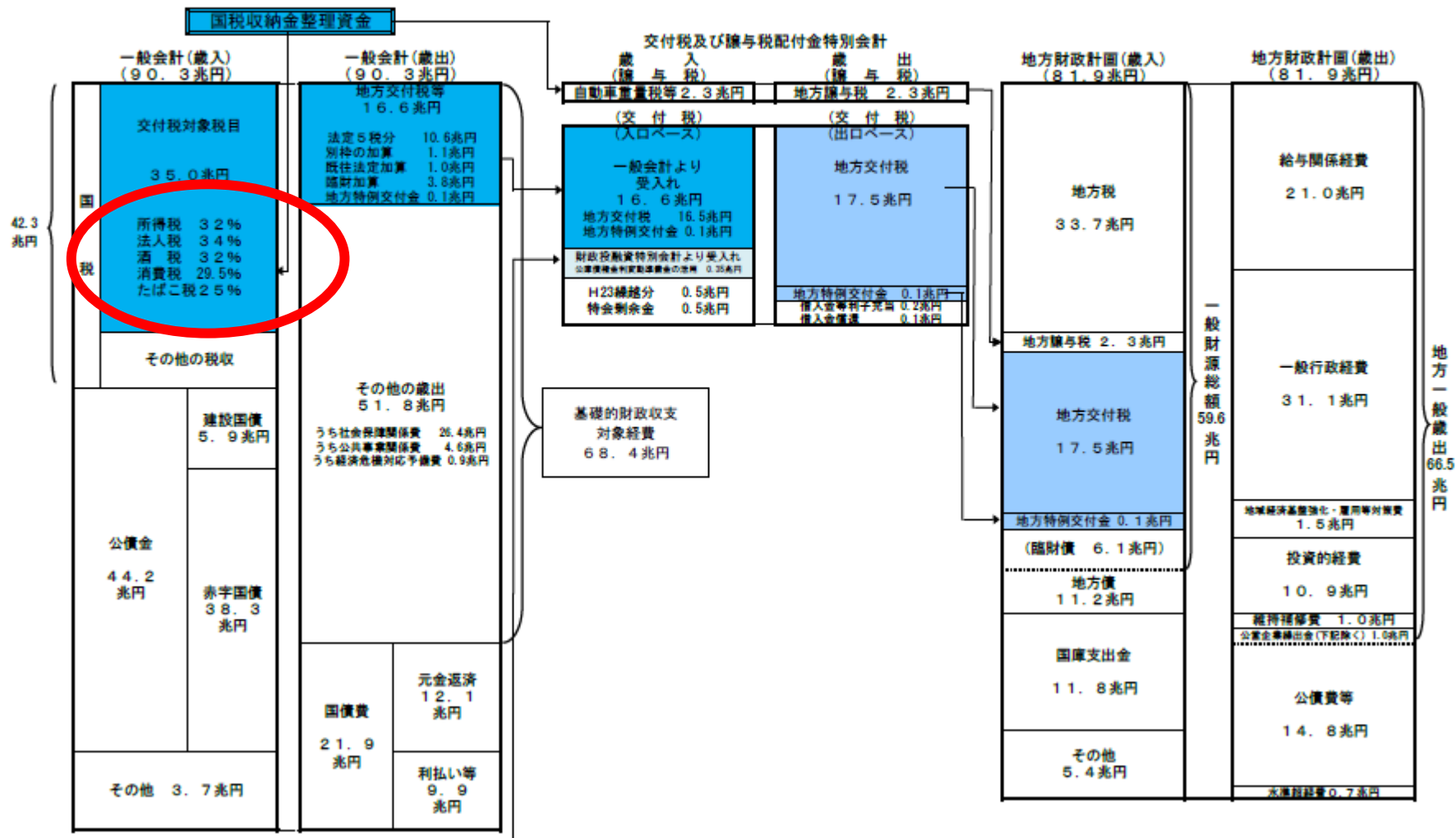
## 消費税の国と地方の配分

平成20年12月9日  
経済財政諮問会議  
鳩山議員提出資料

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



# 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）



## その4:屋上屋を重ねる改革

- ◆ 既得権益との対立を避けるため、現行制度の根本は変えることなく、新たな制度を創設することで課題に対応
- 「現実的」な改革？結局改革は不徹底に終わる？

⇒制度の更なる複雑化

新たな制度	課題
地方新税(法定外税)	地方の課税自主権の強化
外形標準課税	応益原則の不徹底
ふるさと納税	地域間格差の是正
地方法人特別税	
新型交付税	複雑な交付税の算定



# 地方新税

## ○ 法定外税の状況（平成23年4月現在）

平成21年度決算額 459億円（地方税収額に占める割合 0.13%）

### 1 法定外普通税 [単位:億円]

#### [都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	229
核燃料等取扱税	茨城県	6
核燃料物質等取扱税	青森県	111
臨時特例企業税(*1)	神奈川県	6

計 15件 362

#### [市町村]

砂利採取税等	城陽市(都府)、中井町(神奈川県)、山北町(神奈川県)	0.3
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	2

計 7件 12

合計 22件 374

### 2 法定外目的税 [単位:億円]

#### [都道府県]

産業廃棄物税等(*2)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	62
-------------	--	----

宿泊税 東京都 10

乗鞍環境保全税 岐阜県 0.2

計 29件 73

#### [市町村]

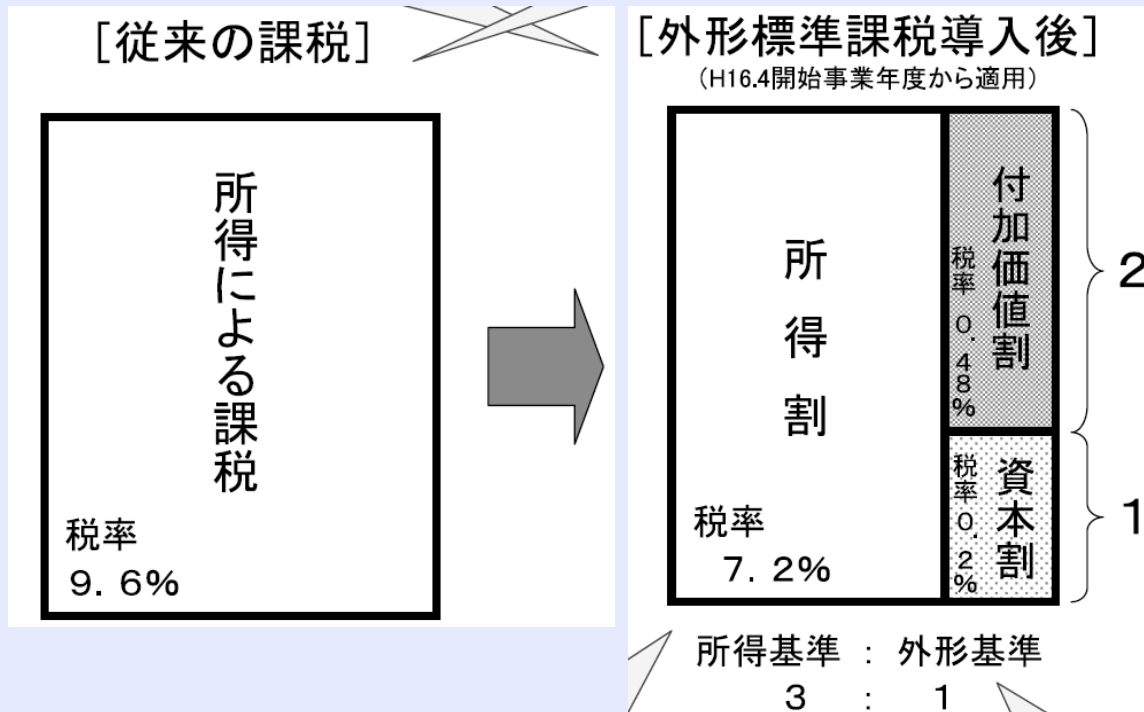
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	7
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)(*3)	0.07

計 6件 13

合計 35件 85

# 外形標準課税(法人事業税)

- ◆ 「税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進」(地方法人課税小委員会(平成11年7月))



# その5:効果と合意

- ◆ 税制改革は「経済効果」の改善に始まり、利害当事者間の「合意優先」に終わる
- 政策は「サイエンス」ではなく「アート」である
- ビジョン＝最終的な姿と移行過程＝激変緩和措置のミスマッチ

⇒本末転倒の改革

	原則	例	変更等
ビジョン	経済合理性(公平・効率)の改善	山頂＝最終目標	固定(場当たりの的に変えない)
移行過程	政治的制約の克服	経路＝現状から最終目標への道筋	柔軟に対応

# 「玉虫色」の解決志向

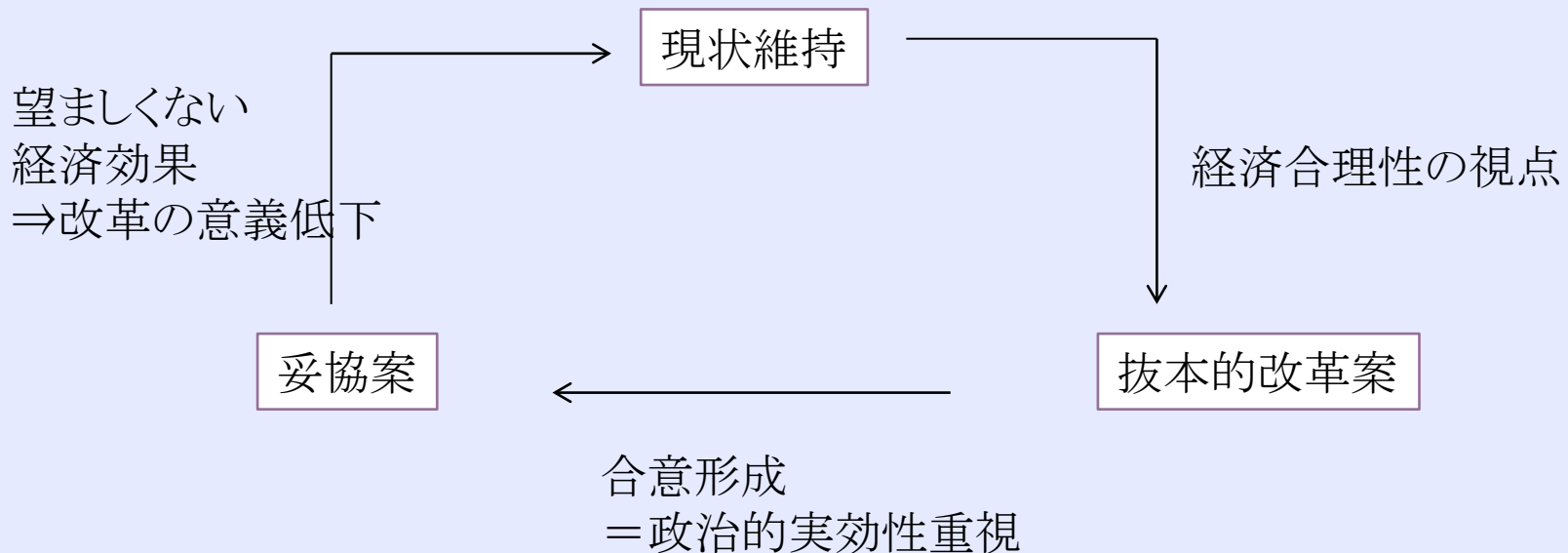
- ◆ 我が国の政策決定＝ボトムアップ型 ⇒ 利害当事者の合意形成を優先
  - 「効果」<「合意」
- ◆ 利害当事者
  - 中央官庁＝財務省・総務省等
  - 地方自治体(交付団体・不交付団体)
- ◆ 各当事者にとって「都合の良い」解釈が可能な政策  
⇒ 玉虫色の解決(＝「相手を煙に巻く説明」)
- ◆ 当事者間に「同床異夢」 ⇒ 問題解決の先送り
- ◆ 例: 地方法人特別税・「社会保障と税の一体改革」(?)

# 地方法人特別税と同床異夢

	狙い	地方法人特別税への解釈
財務省	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費税の死守</li><li>・水平的財政調整による地域間格差の是正</li><li>・交付税の削減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政調整を法人二税の枠内で実現</li><li>・地方消費税の引き上げは回避？</li></ul>
総務省・地方自治体	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来的に地方消費税の拡充</li><li>・自治体間(都市と地方)での利害対立は回避</li><li>・交付税総額の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方消費税の引き上げへの布石(暫定措置)⇒2.6兆円は消費税1%分</li></ul>

# 「政治」対「経済」

	望ましい税	狙い	税制改革
政治力学	負担の所在が不明瞭	政治的反発を抑える	利害関係者間の合意形成を優先
経済学	負担が明確	コスト意識の喚起	経済合理性(効率・公平)の追求



# 「望ましい地方税」に向けて

# 「国税」と「地方税」の役割分担

	機能	政策目的
国税	資源配分機能 再分配機能 経済安定化機能	財源確保 再分配＝応能原則 経済成長の促進 経済安定化(景気対策)
地方税	資源配分機能(公共サービスの提供)	財源確保 応益課税の徹底



# 望ましい地方税

- ◆ 地方自治体の自己決定・自己責任と整合的な税源は？

## 望ましい地方税の条件

- (1) 収入の安定性
- (2) 地域間で偏在しない
- (3) 固定性＝課税ベースが地域間で移動しない
- (4) 住民への応益原則(財政責任)

⇒住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進

# 望ましくない地方税

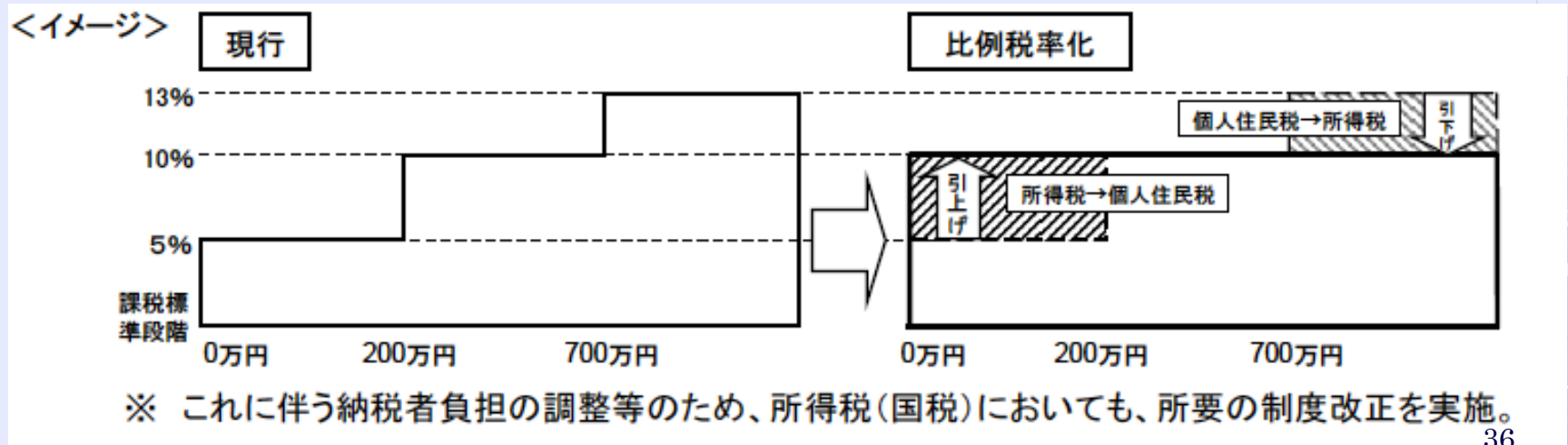
	帰結
税収の不安定性	公共財・サービス供給が不安定
税源の地域間偏在	地域間不公平
課税ベースの地域間移動	財政的外部効果(租税競争)と税収確保の困難
住民への応益原則	放漫財政の放置

図表 5.18 良い地方税？

望ましい地方税の条件	地方税				
	個人住民税		法人 二税	地方消費税	固定資産税
	均等割	所得割			
税収の安定性	○	△	×	○	△
税源の低い偏在性	○	△	×	○	△
課税ベースの固定性	△	△	×	△	○
地域住民への応益原則	○	△	×	△	○

# 個人住民税(所得割)の「比例税率化」

- ◆ 「個人所得税体系における所得税と個人住民税の役割分担」⇒所得再分配は所得税の機能
- ◆ 「応益性や偏在度の縮小」の観点を踏まえフラット化

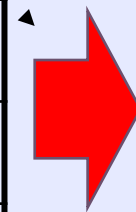


# 地方税の課題と改革

改革の課題	制度改革
税収の安定化 格差の是正	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人二税依存度の引き下げ</li><li>・地方消費税の拡充</li></ul>
「質的分権化」	<ul style="list-style-type: none"><li>・独自支出と地方税のリンク</li><li>・個人住民税(所得割)の課税ベース拡大</li></ul>
グローバル化への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人課税の実効税率の引き下げ</li></ul>
負担の見える化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方消費税の独立税化</li><li>・交付目的税の創設</li></ul>

# 地方法人課税の整理

地方法人特別税	
法人住民税	法人税割
	均等割(資本金・従業員課税)
法人事業税	所得割
	付加価値割
	資本割(資本金課税)
固定資産税	償却資産



改革のオプション	
税体系の見直し	譲与税化
	地方消費税化
	固定資産税等他の地方税で代替
税制の簡素化	国税と課税標準の統一

# 改革試案

# 改革の課題

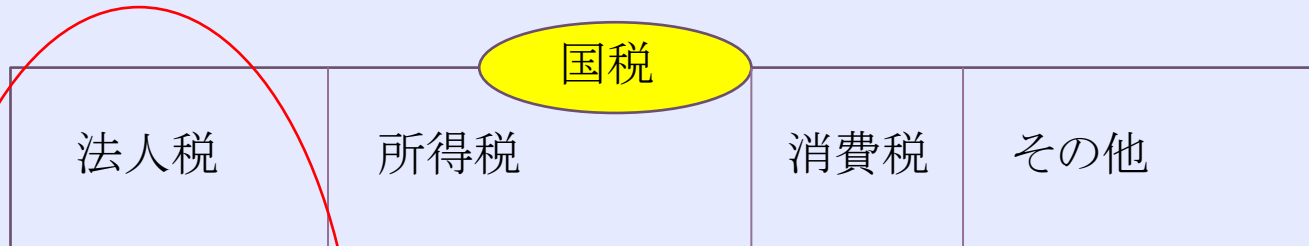
- ◆ (1) 地方税収の安定化
- ◆ (2) 税源の地域間偏在の是正
- ◆ (3) 経済のグローバル化(国際的租税競争)への対応



# 改革の視点

- ◆ **理念先行** (= 応益課税としての法人二税) を改め、課税の実態 (= 「取り易いところから取る」) と帰結 (= 負担の転嫁・経済コスト) に対処する。
  - 応益課税としての法人事業税(?)
    - ⇒ 実態・帰結は他の法人課税(法人税・法人住民税)と同様
    - ⇒ 「思い(= 応益原則)は結果(= 経済コスト)を変えない」(念じてもスプーンは曲がらない)
- ◆ 法人事業税・特別税に限定せず、(1)地方税体系の再編成、(2)法人税を含む法人課税の見直しを視野に入れる。
  - 「説明責任」としての応益課税の原則は住民課税に徹底
  - **「広く薄い課税」の実現**
    - ⇒ 課税の経済コストの最小化

# 改革のスコープ



法人課税改革  
⇒グローバル化への対応



地方税体系の再編成  
⇒税収の安定化・格差是正  
⇒地方分権に適う税制へ

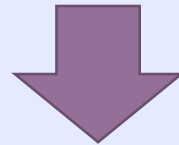
# 法人税改革

	狙い	改革
法人税実効率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶グローバル化・国際的租税競争への対応</li><li>▶国内の成長促進</li></ul>	法人二税を他の地方税(個人住民税・地方消費税・固定資産税)で代替
国・地方の課税ベースの統一	<ul style="list-style-type: none"><li>▶税制の簡素化</li></ul>	法人事業税(二税)と法人税の「共同税化」

- ◆ 富裕層・大企業優遇?  
⇒企業の利益(配当・キャピタルゲイン)は個人(株主)段階で課税
- ▶ (損益通算を合わせて)金融所得課税の強化
- ▶ 国税の再分配機能として実施

# 所得課税の課税ベースと税率

所得課税	原則	改革
課税ベース	経済合理性・客観的 基準による	▶ 所得税・個人住民税(所得割)の課 税所得の統一 ▶ 法人税・法人二税の「共同税化」
税率	税の機能を反映 ▶ 再分配 ▶ 財源確保	応益課税＝幅広く課税(税率のフ ラット化) 応能課税＝累進強化



応益課税を根拠に課税ベースを定義するのではなく、税率構造に反映させる

# 何故消費税か？

- ◆ 地方消費税に個別の自治体(都道府県)が課税自主権(税率決定)を行使することはできない

⇒「ゲタ」としての地方消費税

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除 (消費課税)	税負担が生産過程に堆積しない ⇒生産効率性命題の確保 ⇒経済活動を損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離



- ◆ 税制改革の潮流＝所得課税から消費課税へ

# 参考：税の特殊性

- ◆ 「税」とは国民から「政府」(国・地方自治体)に対する「支払い」  
⇒市場で財・サービスを購入する対価としての価格とは異なる
- ◆ 受益に応じて負担を自由に選択できるわけではない≠「誘因両立」(消費者主権)
- ◆ 市場取引＝契約関係≠納税の義務

表：市場取引と税負担の違い

	市場取引	税負担
強制力の有無	自発的	強制的
受益と負担の関係	密接に関連（誘因両立的）	関連が希薄（誘因両立的ではない）
支払い額の選択	購入量は個人が自由に選択	政治的（集合的）に選択＝個々人が自由に選べるわけではない。

# 参考：改革で避けるべきこと

- ◆ 「理想」と「迎合」
  - 理想＝理念先行・神学論争化、理想的改革の追求
  - 迎合＝合意優先・既得権益に妥協

		帰結
理想	理念先行	経済コストを無視した応益課税の追求
	神学論争化	地域間格差・応益課税の定義を巡る不毛な論争
	理想的改革の追求	改革案が「理想的」ではない(課題が残る)という理由で(理想的でない)現状を肯定
迎合	合意優先	「玉虫色の解決」志向
	既得権益への妥協	実効性優先⇒ 改革への国民からの信認の欠如

# 現実的改革？

改革	課題
法人二税の分割基準に平準化	<ul style="list-style-type: none"><li>▶実質的には「譲与税化」</li><li>▶納税コストの増加(立地していない自治体にまで納税義務が及ぶ)</li></ul>
外形標準課税(付加価値割)の拡充	付加価値割＝所得型加算法よりも消費型控除法の方が課税として効率的 ⇒地方消費税で代替



▶ (地方消費税とは違って)企業への応益課税？

⇒税負担が製品価格に転嫁されるならば経済効果は消費税と同じ



# 参考：地方の財政責任

- ◆ 限界的財政責任  $\neq$  全体的財政責任  
⇒ 質的分権化が要請するのは、限界的財政責任
- 受益と負担の連動を「担保」



# 改革の工程表

	第1弾		第2弾
法人税改革	地方法人事業税・特別税と法人税の統合・共有税化	法人住民税(法人税割)の減税	共同法人税(地方シェア)の減税
地方税改革		固定資産税・個人住民税(所得割)の拡充	地方消費税の拡充
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 税制の簡素化</li> <li>➤ 格差是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実効税率の引き下げ</li> <li>➤ 法人課税依存の是正(税收の安定化)</li> <li>➤ 地方の財政責任(コスト意識の喚起)</li> </ul>	

# 地方税の拡充

- ◆ 法人住民税(法人税割)の減税に合わせて、
  - 都道府県＝個人住民税(所得割)の拡充
  - 市町村＝固定資産税(土地)・個人住民税(所得割)の拡充

## 留意点

- ◆ 固定資産税については土地の課税標準額を評価額に近づける(優遇措置・激減緩和措置を縮減する)ことで「実効税率」を引き上げ
- ✓ 償却資産については増税の対象としない
- ◆ 個人住民税は所得控除の圧縮で課税所得を拡大

# 地方法人課税の整理

		第1弾	第2弾
法人事業税・特別税		法人税と統合(共同税化)	地方消費税に代替
法人住民税(法人税割)	都道府県	個人住民税(所得割)で代替	
	市町村	個人住民税(所得割)・固定資産税(土地)で代替	

# 改革の経済効果

改革	地方税の格差是正	地方税収の安定化	実効税率の引き下げ	税制の簡素化
法人税・法人事業税・特別税の統一(共同税化)	○	X	X	○
個人住民税・固定資産税の拡充による法人住民税減税	○	○	○	○
地方消費税の増税による共同税(地方シェア)の引き下げ	○	○	○	

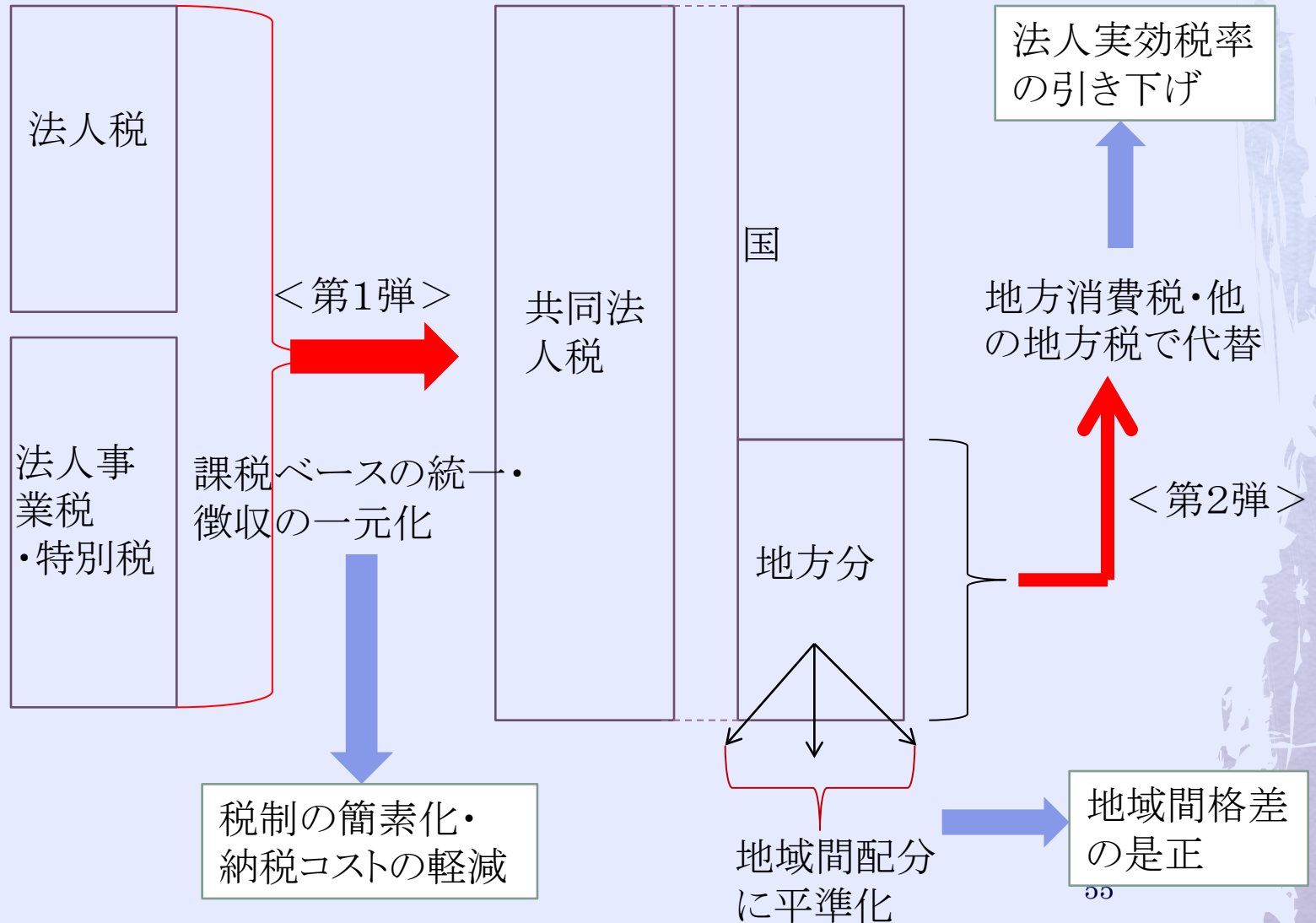
# 法人実効税率の引き下げ

		外形標準	
		適用	不適用
現行制度(平成23年度改正)		34.6%	36.0%
第1弾	フェーズ1	34.6%	36.0%
	フェーズ2	30.5%	32.0%
第2弾		25.5%	25.5%

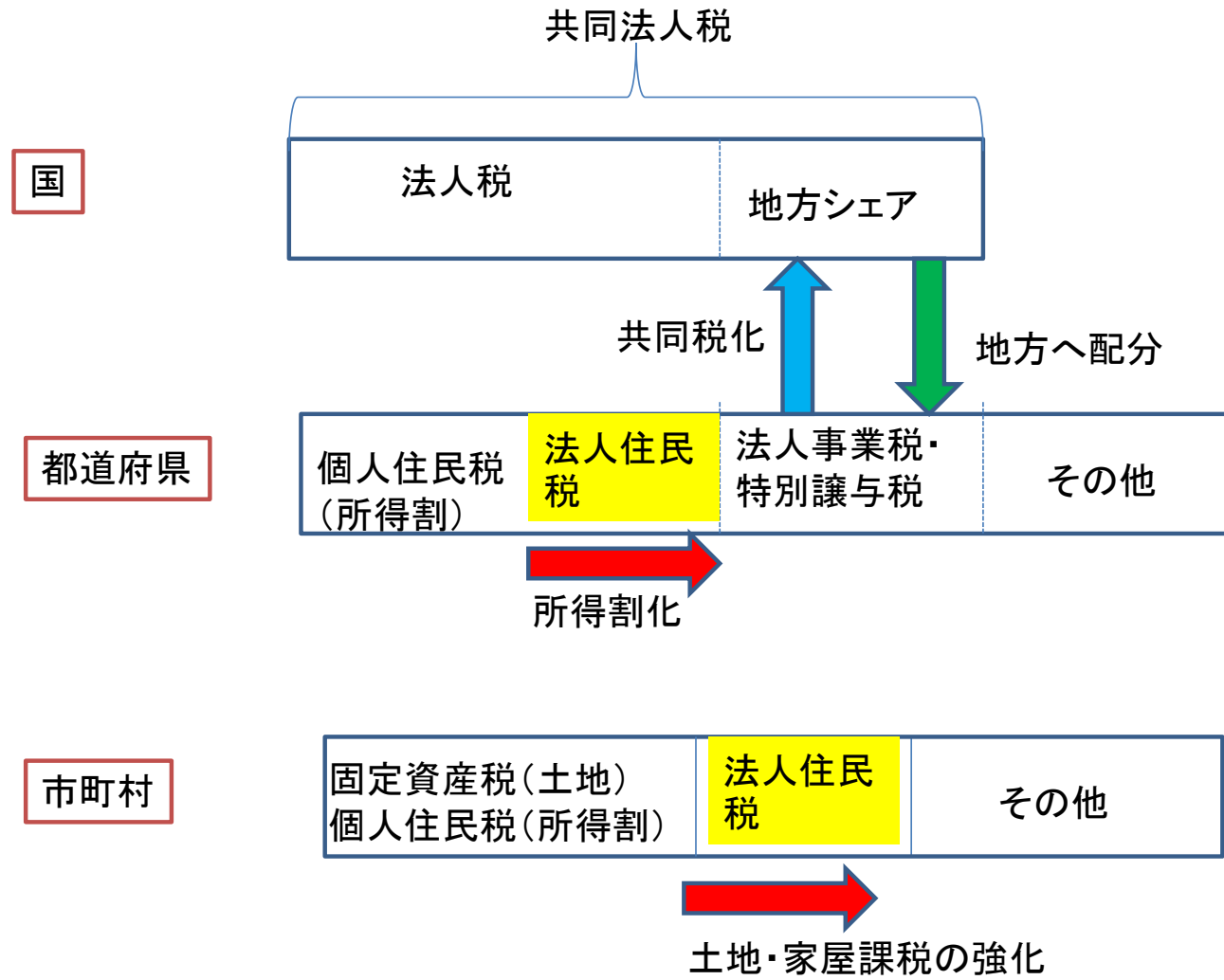
## 留意点

- ◆ 外形標準適用企業と不適用企業で減税の程度が異なる
- ◆ 法人事業税・特別税が損益算入されていることをどのように勘案するか

# 【第1弾】法人課税の共同税化

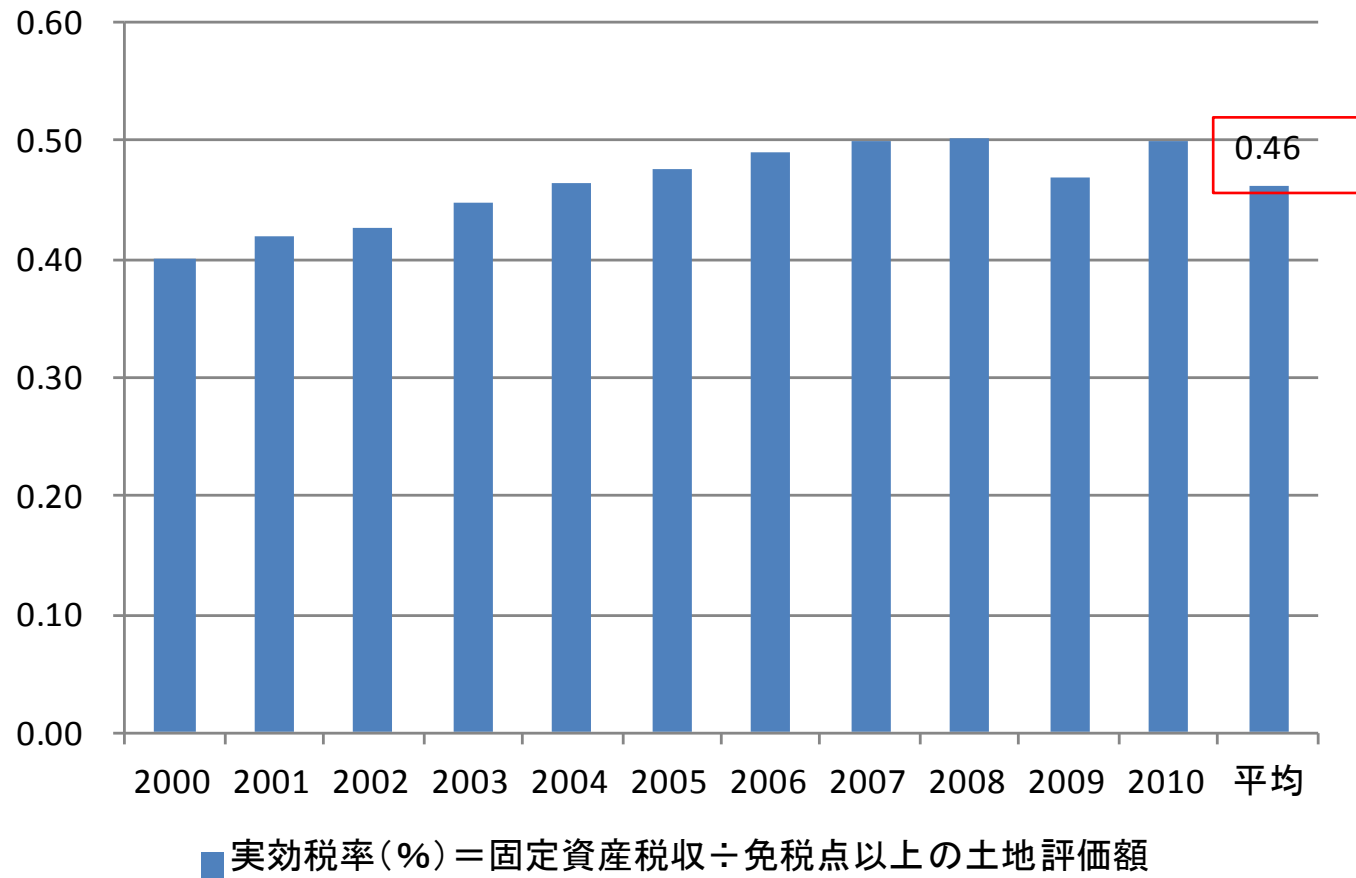


# 【第1弾】税源構成の見直し



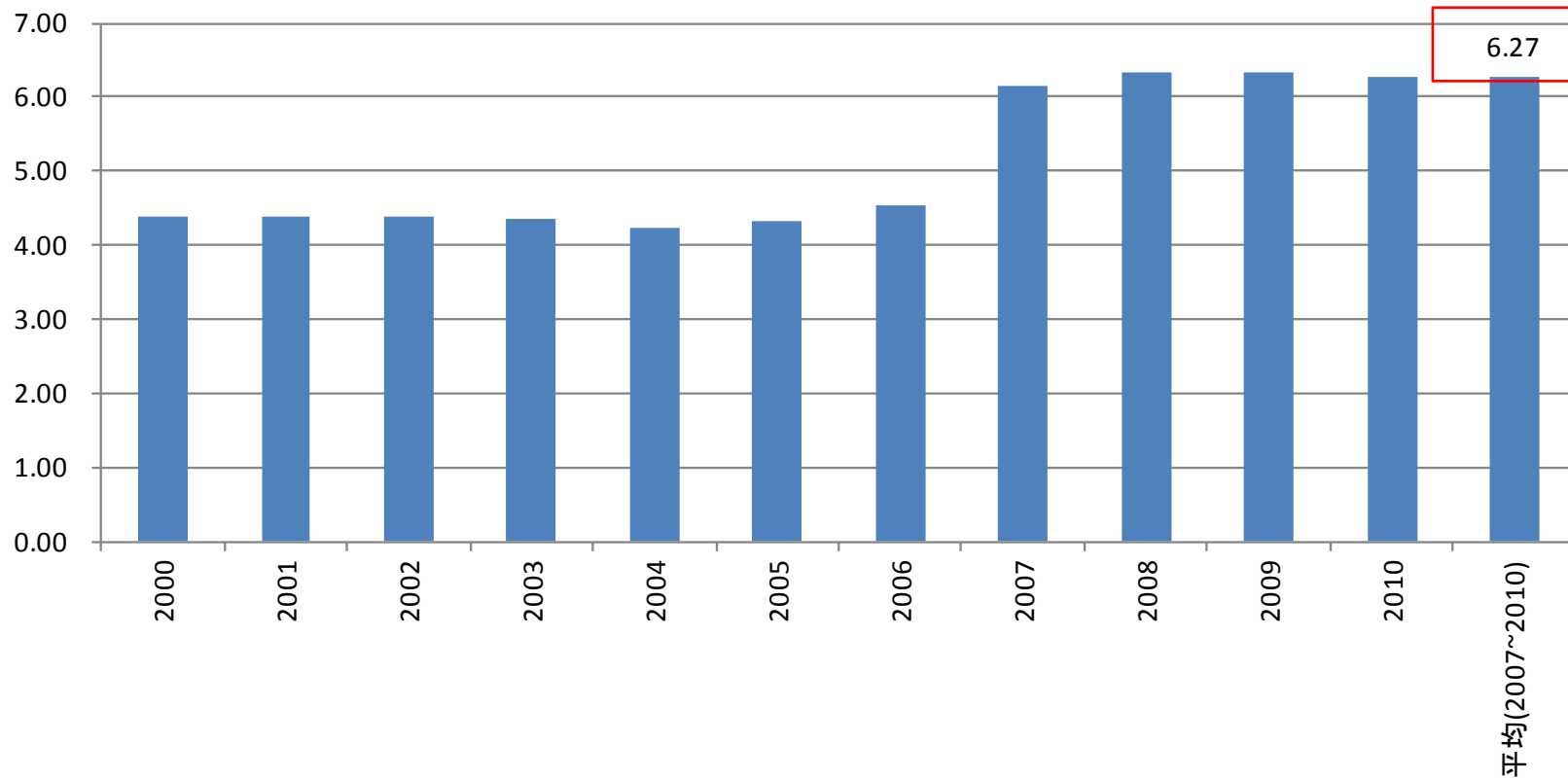


## 固定資産税の実効税率



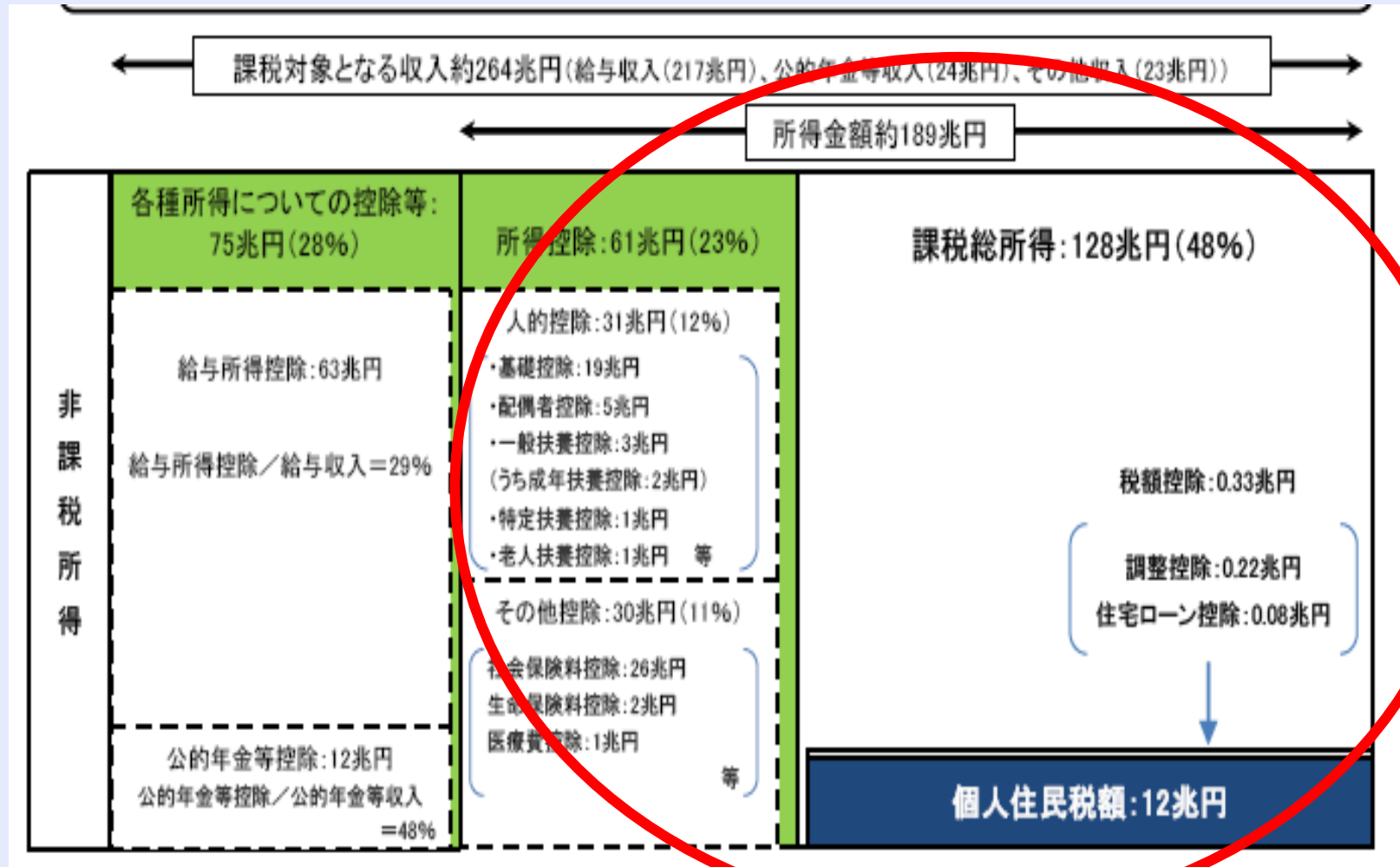
注: 固定資産税収は土地分

## 個人住民税の実効税率(%)



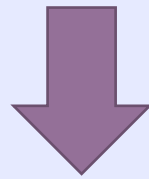
■ 実効税率 = 所得割(都道府県 + 市町村) ÷ 課税対象所得額

# 【第1弾】：課税ベースの拡大



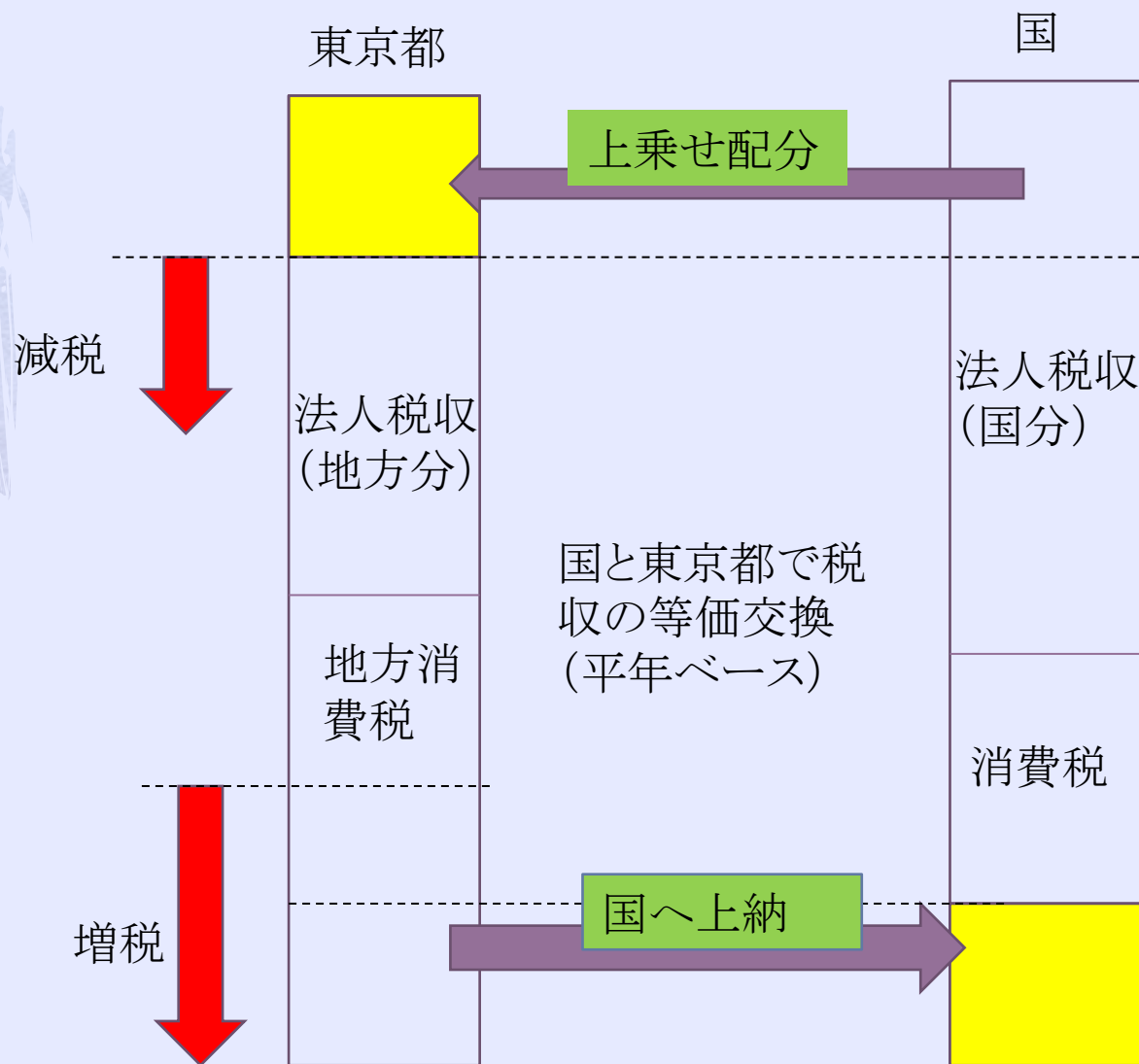
## 【第2弾】地方消費税化

	効果	
法人事業税・特別税 (=共同法人税の地方 シェア)の地方消費税 による代替	地方財政の要請	▶ 税収の安定化 ▶ 税源偏在の是正
	グローバル化への 対応	▶ 法人実効税率の引き下げ



一石二鳥の改革

# 【第2弾】東京都問題：税収の等価交換



- ◆ 統合法人税(地方シェア)減税・地方消費税増税のタイミングで実施。
- 地方消費税の増税分の一部を東京都は国に上納
- 国は東京都に帰属する法人税(共同税)の一部を上乗せして東京都に配分
- 平年ベースで等価交換(実績ではなくみなし)

# 試算

# 試算の前提

- ✓ 2000年から2010年までの平均値ベース
- ✓ 都道府県(レベル)全体、市町村(レベル)全体で各々、税込中立
- ✓ 固定資産税(土地)実効税率 = 固定資産税収(土地) ÷ 「民有地時価総額」の7割 (= 固定資産税評価額を近似)
- ✓ 個人住民税(所得割)実効税率 = 所得割税収 ÷ 「人的控除等の各種控除適用前の課税対象所得額」
- 課税ベースの拡大による拡充

# 地方税の増税

	第1弾	第2弾
固定資産税(土地)	土地の実効税率を <b>0.105%</b> 引き上げ	
個人住民税(所得割)	所得割の実効税率を合わせて <b>1%</b> 引き上げ ✓ 都道府県=0.41% ✓ 市町村=0.59%	
地方消費税		プラス <b>1.7%</b> 増税



# 試算の前提

	単位%
固定資産税の実効率 引き上げ幅	0.105

↑ 土地に係る  
実効税率

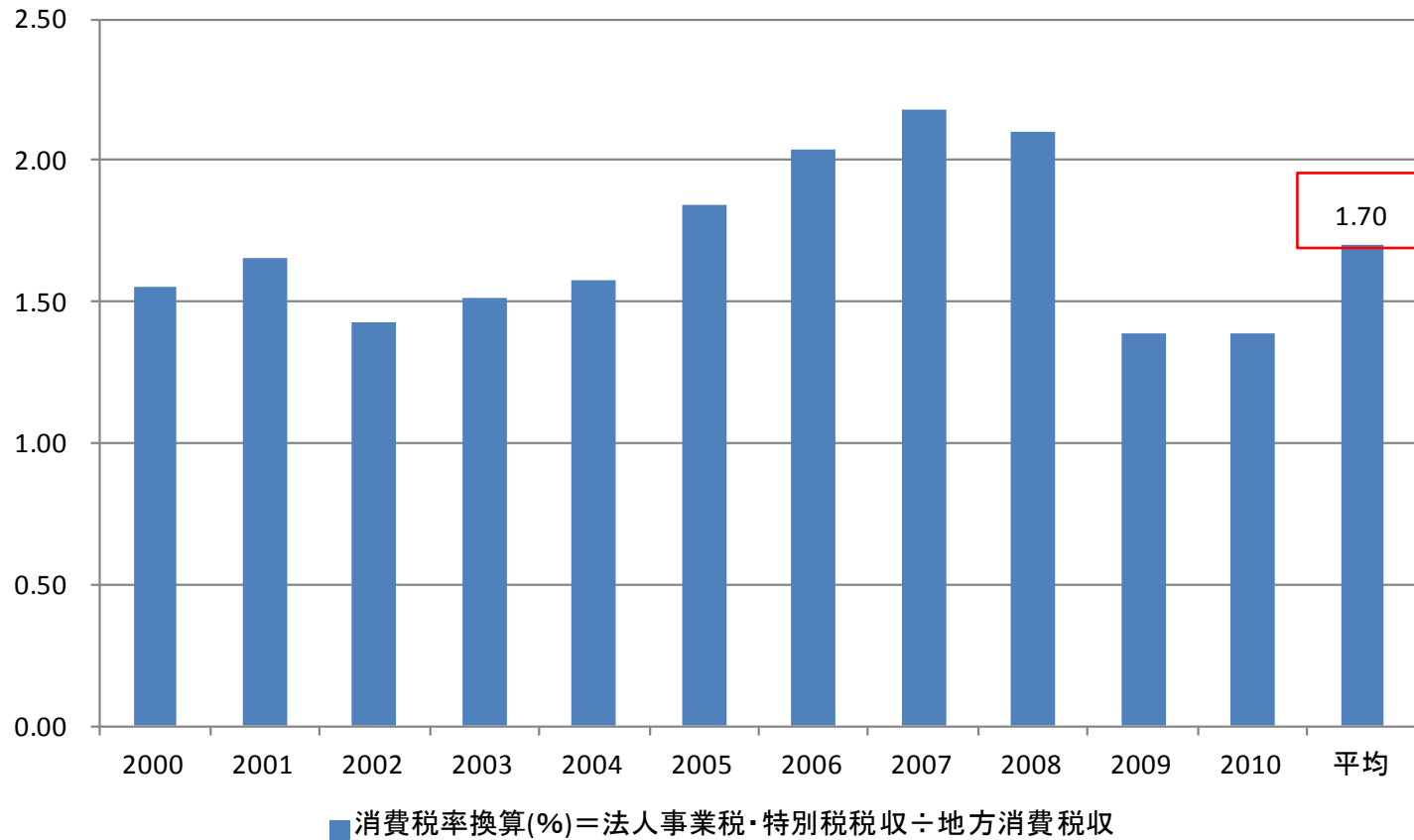
	単位%
個人住民税の税率引き上げ幅	
都道府県	0.41
市町村	0.59
合計	1.00

↓ 所得割の実効税率

✓都道府県(レベル)全体、市町村(レベル)全体で各々、税収中立になるように実効税率の引き上げ幅を決定

	2000～2010年平均(兆円)
課税対象「所得」額	183
免税点以上の土地評価額	766

## 消費稅率換算(%)



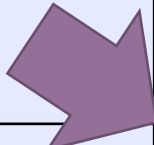
# 改革のメッセージ

# 改革のメッセージ

社会全体	<p>▶新しい経済環境に適応した税制の再構築</p> <p>⇒高度成長型(企業課税を軸)からグローバル経済・高齢社会対応型(消費課税を軸)への転換</p>
地方自治体	<p>▶高度成長型(産業インフラの整備)から成熟・高齢社会型(対人給付・サービスが中心)への受益構造の転換</p> <p>▶国からの財政移転(交付税等)、企業立地(法人二税)を充てにしない安定的な税源の確保</p> <p>⇒安定的な公共サービス提供に繋げる</p>
地域住民	<p>▶税金は地域社会への参加の対価</p> <p>▶応益原則(「広く薄い課税」)は低所得者への配慮とは矛盾しない</p>

# 改革の組み合わせ

		国の政策(再分配機能)	
		現行	低所得者への給付措置
地方税	現行		
	応益課税の徹底	低所得者に過大な負担	公平と効率(コスト意識の喚起)との両立



	公平と効率	前提
理論	トレードオフ関係を勘案=次善	社会厚生関数の存在
政策	公平と効率の「棲み分け」=機能分離	(合意された)社会厚生関数は存在しない

# 税・財政文化の転換点

	従前(通念)	今後
経済	高成長を当然視 ⇒成長に支えられた税制	成長を支える(国・地方)税制 の構築
税	・自分以外の誰かが負担 ・自分が増税＝不公平	・税は皆が「広く薄く」負担 ・社会参加の「会費」
帰結	当事者意識の欠如 ⇒政治・財政への無関心	当事者意識 ⇒政府への監視

# 参考：我が国の地方分権

	現状	あるべき地方分権
地方分権	全国一律＝自治体の規模・財政力とは無関係に同じ権限・責任 ⇒ 集権的分権改革	非対称的地方分権＝自治体の実力に応じた分権 ⇒先行事例の積み重ね
地方税	●「横並び志向」 ➤ 消費税の地方税化 ⇒全国一律税率が前提 ●法人課税に偏重した応益原則	●各地方が独自に財政責任を充足 ●応益原則は住民課税に徹底
国と地方の関係	国の幅広い財源保障が前提 ＝保護者責任	●国と地方の役割分担・責任関係の明確化 ⇒財源保障の縮減・範囲の明確化